

岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金(第5弾)

Q&A

(令和8年1月26日時点版)

問い合わせ・申請サポート先

岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金センター

TEL:086-238-2885 (9時~17時 土日祝日除く)

※「募集案内」「実施要綱」「Q&A」をよくご確認の上、お問い合わせください

【改定履歴】

1/26 初版作成

1. 制度全般について

Q1：岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金(第1弾、2弾、3弾、4弾)の交付を受けていますが、本補助金を申請することはできますか？(要綱第3条関係)

A :申請することはできません。

Q2：令和7年度に実施された「岡山市中小企業支援事業補助金」を利用しましたが、本補助金を申請することはできますか？(要綱第3条関係)

A :本補助金を申請することは可能です。

Q3：導入を予定している設備・機器について、他の補助金制度との併用は可能ですか？(要綱第6条、別表2関係)

A :補助対象設備・機器が国、県、市等の補助金と重複する場合、補助金の交付が受けられません。(交付決定後に重複が判明した場合、補助金が交付されない場合があります。)

Q4：設備・機器の本体価格が法人の場合 22.5万円(個人事業主の場合 15万円)未満(税抜)でも申請できますか？(要綱第4条関係)

A :申請出来ません。設備・機器1台(LED 照明設備の場合は一式)ごとの本体価格(但し、LED 照明設備の場合は本体価格及び設置工事費)が法人の場合は、税抜 22.5万円以上、個人事業主の場合は、税抜 15万円以上である必要があります。

また、交付申請時や実績報告(事業完了)後の書類審査時に補助対象外経費の存在が判明し、補助対象経費が上記金額を下回った場合、補助(支払)対象外となりますのでご注意ください。

Q5:1事業者あたり1回の申請の中で、複数の設備・機器を申請することは可能ですか？(要綱第4条、第9条関係)

A :設備・機器1台(LED 照明設備の場合は一式)ごとの本体価格(但し、LED 照明設備の場合は本体価格及び設置工事費)が法人の場合は税抜 22.5万円以上、個人事業主の場合は税抜 15万円以上であれば、1回の申請で複数台まとめて申請できます。

Q6:市内に複数の事業所を有していますが、すべての事業所で設備・機器の導入を検討しています。上限額は総額で法人 200 万円、個人事業主 50 万円となりますか？それとも1事業所あたり法人 200 万円、個人事業主 50 万円となりますか？(要綱第7条関係)

A：補助金の上限額は、1事業者あたり法人 200 万円、個人事業主 50 万円となります。事業所数によって補助金の上限額は変わりません。

2. 申請方法について

Q7:申請は電子申請のみですか。紙での申請は受け付けていますか？

(要綱第8条関係)

A :インターネットからの電子申請のみとなっています。申請に不安のある方は、申請のサポートをさせていただきます。岡山商工会議所にて申請サポートを希望する場合は、コールセンター(086-238-2885)へご連絡ください(予約制)。岡山北商工会、岡山南商工会、岡山西商工会、赤磐商工会瀬戸支所にて申請サポートを希望する場合は、直接各商工会へ連絡してください。

Q8:本補助金は申請書を提出すれば交付してもらえますか？(要綱第8条関係)

A :本補助金の交付を受けるためには、①「エントリー申請」→②「抽選」(想定予算の上限に達した場合)→③「交付申請」→④「審査・交付決定」という手順を踏んでいただく必要があります。

①「エントリー申請」は、3月16日(月)9時から4月6日(月)17時までの間に、システム上で申請を行っていただく必要があります。申請内容を確認し、内容に不備のないものを受付します。

次に、エントリー申請の総額が想定予算額を上回った場合は、エントリー申請受付期間終了後に「②抽選」を実施し、抽選結果を事務局からメールにて送付します。

※抽選結果により補助金の交付が決定されるわけではありません。

「②抽選」に当選された方は、4月16日(木)～5月15日(金)までに「③交付申請」を行ってください。申請内容が要件に合致していること等を審査後、交付決定を通知します。

Q9:補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できますか？

(要綱第8条関係)

A :次のURL(<https://syoene2023-5.okayama-shinsei.jp/>)から、申請書類一式をダウンロードし作成の上、全ての必要書類を揃えてインターネットから電子申請してください。

Q10:市税の滞納がないことが要件となっていますが、滞納無証明書はいつ提出すれば良いのでしょうか？(要綱第3条、第8条関係)

A :交付申請時に市税の滞納無証明書を提出していただきます。エントリー申請時点では、市税の滞納が無いことについて「誓約・同意」していただきます。

Q11:エントリー申請時に見積書は必要ですか？(要綱第8条関係)

A :エントリー申請時には、見積書を必ず提出していただきます。見積書(エントリー申請時点で有効期限内のもの)の添付がない場合は受付できませんのでご注意ください。

また、見積書上には、必ず補助対象期間(令和8年10月20日(火))までに納入できることが分かるように納入(予定)期日を記載するよう依頼してください。

Q12:2社以上の相見積書は、どのような場合に必要で、どのタイミングで提出する必要がありますか？(要綱第8条関係)

A :2社以上の相見積書については、設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの補助対象経費が100万円(税込)を超える場合に、同一条件による入手価格の妥当性を確認するため、準備いただく必要があります。

提出時期については、エントリー申請時には契約候補の1社分の見積書を提出いただき、交付申請時に相見積書を提出していただきます。提出した見積書の内、補助対象経費が最も安価なものが補助対象となります。

なお、設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの補助対象経費が100万円(税込)以下の場合、相見積書は不要です。

Q13:見積書を取得する際の注意点はありますか？(要綱第8条関係)

A :見積書を取得する場合は以下の条件を満たす必要があります。

- ・設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの本体価格(但しLED照明設備の場合は本体価格及び設置工事費)が法人の場合は税抜22.5万円以上、個人事業主の場合は税抜15万円以上であること。
- ・①宛名(申請企業名)、②業者名、③見積業者の押印、④エントリー申請時点で有効期限内のもの、⑤導入する設備・機器の型番、以上5つの条件が全て揃っていること。
- ・補助対象経費(参考 Q42)と補助対象外経費が明確に判断できること(複数経費一式などまとめて記載されたものでは補助対象経費を判断できません)。
- ・設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの補助対象経費が100万円(税

込)以下であれば1社、100万円(税込)を超える場合は2社以上の相見積書を提出すること。

- ・補助対象期間内(令和8年10月20日(火)まで)に納入できることが確認できること(納入(予定)期日の記載があること)。「納入日は協議のうえ決定」等、令和8年10月20日(火)以前であることが読み取れない表現は不可)。

Q14:見積書を作成する際に、値引き(下取りを含む)がある場合、どのように記載したら良いですか？(要綱第8条関係)

A : 見積書に値引き(下取りを含む)の記載がある場合は、補助対象経費からその額を差し引いた金額に対し補助額を決定することになります。

補助対象経費を含む経費全体から値引き(下取りを含む)がある場合は、金額の割合に応じて、その額を補助対象経費から控除してください。

値引きを考慮しないことにより、自己負担を軽減もしくはゼロとすることは補助金の水増し請求であり不正受給となりますのでご注意ください。

Q15:確定申告を行ったことが確認できる書類とは何を提出したら良いですか？(要綱第8条関係)

A : e-Taxによる申告を行った場合は受信通知を提出してください。書面による申告を行った場合は以下のいずれかを提出してください。

- ・法人税(法人の場合)または所得税(個人事業主の場合)の領収証書
- ・法人税または所得税の口座引き落としが確認できる通帳の写し
(表紙と該当記帳箇所)
- ・納税証明書(その2所得金額用)(事業所得金額の記載があるもの)
- ・税務署が発行する書類(名称:申告書等の提出について)
- ・上記以外で申告していることが認められる書類

詳細はコールセンターへお問い合わせください。

なお、納税証明書(その2所得金額用)(事業所得金額の記載があるもの)は税務署で交付を受けることが出来ます。

Q16:申請内容に書類の不備や不足書類があった場合はどうなりますか？

(要綱第8条、第13条、第14条関係)

A : エントリー申請時において、見積書等の必要書類が未添付であったり、申請内容

に明らかな不備があつたりした場合は、抽選の対象から外れるため、申請内容に間違이がないか、必要書類が揃っているかセルフチェックリストで十分確認した上で申請してください。交付申請や実績報告時などに内容確認のため、コールセンターから連絡があつた場合は、指示に従つて手続きをしてください。連絡は原則としてメールにより行います。申請時には必ず連絡がとれるメールアドレスを登録していただき、受信メールの有無を隨時確認してください。

Q17:抽選結果はいつわかりますか？(要綱第8条関係)

A：エントリー申請受付期間終了後、速やかに抽選を実施します。抽選結果は、当選の有無に関わらず、全ての申請者に通知します(4月15日(水)頃予定)。

また、当選者には、交付申請の案内をお送りしますので、4月16日(木)から5月15日(金)までの間に速やかに交付申請手続きをシステム上で実施してください。

Q18:抽選の結果、当選しましたが、すぐに設備・機器を発注、契約または購入しても良いですか？(要綱第6条別表2、第8条関係)

A：抽選結果により補助金の交付が決定されるわけではありません。交付決定前に設備・機器を発注、契約、購入等した場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。必ず、交付決定後に発注、契約、購入等を行つてください。

Q19:相見積書を取得する際、内容について条件はありますか？

A：価格の妥当性を確保する必要があるため、同一機種の見積書を取得してください。同一機種の見積書が取得できない場合は、業者選定理由書(様式任意)を提出してください。

Q20:交付申請時に必要な既存設備(更新前)の写真撮影に関して注意点はありますか？(要綱第8条関係)

A：型番、設置場所、使用状況の分かる設備全体の写真を撮つてください。なお、実績報告時における更新後の設備の写真撮影に関しても、型番、設置場所、使用状況の分かる写真も同様に必要となります。

※更新前後の設備・機器ともに、可能な限り同じ方向、角度で撮影してください。

※空調設備(エアコン)の更新の場合、更新前後ともに室外機、室内機の写真を提出してください。

※LED 照明設備の場合、更新前後の台数が確認できるような写真を提出してください

さい。

Q21:交付申請時に提出書類する「法人市民税確定申告書」について、eLTAX の場合は申告受付完了通知とありますか、どのような書類ですか？(要綱第8条関係)

A :申告受付完了通知は、法人市民税を eLTAX により電子申告し、正常に申告データが受付された場合、電子申告システム上のメッセージボックスに格納されるものです。この書類をダウンロードし提出してください。

Q22:交付申請時の添付書類の法人市民税確定申告書に収受印の無い場合や、eLTAX による電子申告で申告受付完了通知が無い場合は、どのようにすればよいですか？(要綱第8条関係)

A :「法人市民税確定申告書」に加え、法人市民税の「納税証明書」を提出してください。法人市民税の納税証明書は岡山市内各区の市税事務所、支所、地域センター、サービスコーナーで交付を受けることが出来ます。

Q23:本補助金を申請するにあたり、必ず設備・機器比較証明書の提出が必要ですか？(要綱第8条関係)

A :省エネ効果が5%以上あることを数値により確認するため、設備・機器比較証明書の提出は交付申請時に必要となります。なお、提出できない場合は、本補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。設備・機器比較証明書は、次のホームページ(<https://syoene2023-5.okayama-shinsei.jp/>)にアクセスして、設備・機器比較証明書の様式をダウンロードし作成してください。

なお、省エネ効果が5%以上あることを証明する資料として、上記ホームページでダウンロードした様式以外の使用は認められませんので、ご注意ください。

Q24:用途の異なる複数の設備・機器を申請したいのですが、設備・機器比較証明書は、それぞれの設備・機器ごとに作成し、提出する必要がありますか？

(要綱第8条関係)

A :それぞれの設備・機器が、省エネ効果が5%以上見込めるなどを確認する必要があるため、申請する設備・機器(LED 照明設備の場合は一式)ごとに比較証明書を提出していただく必要があります。

3. 補助事業者・補助事業について

Q25:医療法人、学校法人、社会福祉法人は申請できますか？

(要綱第2条別表1、第3条関係)

A :対象外としていますので、申請できません。

Q26:外国籍を有する者は申請できますか？

A :申請できます。ただし、在留カード等で就労が認められていることを確認できた場合に限ります。

Q27:「岡山市内に事業所を有する」の定義は何ですか？(要綱第3条関係)

A : 従業者と設備を有して物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている工場、店舗、事務所等の事業所が岡山市内に存在していることをいいます。申請時に提出される以下の資料等をもとに確認します。

- ① 法人の場合:収受印のある法人市民税確定申告書(第二十号様式)の写し
(eLTAX の場合は申告受付完了通知を併せて提出してください)
- ② 個人事業主の場合:営業許可証の写し、賃貸借契約書の写し、固定資産税課税明細書の写し、本人名義の公共料金領収書等の写し等

Q28:市外に本社を置き、市内に事業所がある事業者は、補助対象事業者となりますか？(要綱第3条関係)

A :市内に事業所を有していれば補助対象事業者となります。ただし、市内の事業所に設置、使用している設備・機器のみが補助対象となり、以下の書類を提出していく必要があります。

【市内に事業所を有しているかについて】

法人の場合:収受印のある法人市民税確定申告書(様式第20号)の写し(eLTAX の場合は申告受付完了通知を併せて提出)

個人事業主の場合:営業許可証の写し、賃貸借契約書の写し、固定資産税課税明細書の写し、本人名義の公共料金領収書等の写しにより確認します。

これらを用意できない場合は別途コールセンターにご相談ください。

Q29:今後、市内で事業所等の開業を予定しているが、申請は可能ですか？

(要綱第3条関係)

A :申請出来ません。令和8年1月31日までに開業している事業者が対象です。

Q30:創業1年未満であっても申請できますか？(要綱第3条関係)

A :令和8年1月31日以前に設立、開業している場合は、申請できます。エントリー申請時点で確定申告期限が到来しておらず、決算書、確定申告書等の必要書類を提出できない場合は、開業届又は法人設立届出書(e-Taxの受信通知を併せて提出)を提出いただき、開業日、法人設立日等を確認することになります。

Q31:省エネ機器更新緊急支援補助金(第5弾)パンフレット裏面の業種分類表に記載してある中小企業者の要件は、資本金の額等と常時使用する従業員の数の両方を充たす必要がありますか？

A :中小企業者の要件として業務分類ごとに記載している資本金の額等及び常時使用する従業員の数については、どちらかに該当する場合が中小企業者となります。なお、個人事業主についても同様の要件で分類します。

Q32:個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市である必要がありますか？

(要綱第3条関係)

A :個人事業主の場合は、代表者の住民登録が岡山市外であっても、事業所(店舗等)が市内に在れば支給対象となります。

Q33:常時使用する従業員の定義は？

A :以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a)会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(b)個人事業主本人および同居の親族従業員

(c)(申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

*法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d)以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1)日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(d-2)所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員

と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

「(d-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q34:「みなし大企業」は対象となりますか？(要綱第3条関係)

A :対象になりません。本補助金における大企業とは、中小・小規模事業者以外の事業者(要綱第2条第1項第2号参照)であり、自治体等の公的機関を含みます。みなし大企業の要件は以下のとおりです。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

Q35:フリーランスも対象になりますか？

A :フリーランスとして活動されている方についても、市内に事業所を有し、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っていれば対象となります。自宅兼事務所の場合は Q51 を参照してください。

Q36:パンフレット裏面「支給対象とならない者」に任意団体等とあるが、任意団体は全て対象外となりますか？

A :法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っており、税務申告を行っている任意団体については対象となり得ます。ただし、当補助金の要件等をすべて満たすことが必要です。

Q37:「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業(パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等)」を行う事業者は支給対象となりますか?(要綱第2条別表1、第3条関係)

A :「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業(パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等)」を行う事業者も、支給対象としています。

Q38:農業を営む事業者は対象となりますか?(要綱第2条別表1、第3条関係)

A :農業を営む会社法人であれば、補助対象となります。個人農林漁業者及び農事組合法人は対象外です。

Q39:当該補助金は、柔道整復師などの療術業も対象になりますか?

A :柔道整復師などの療術業の方についても、事業所(店舗等)が市内に在り、要件を満たしていれば支給対象となります。

○柔道整復業、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業など

Q40:宗教上の組織又は団体については支給対象とならないとしているが、収益事業を行っている場合も対象外ですか?(要綱第2条別表1、第3条関係)

A :宗教上の組織又は団体については、法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)の実施の有無に関わらず、支給対象となりません。

Q41:商工会・商工会議所の会員ではないが、支給対象となりますか?

A :対象となります。商工会・商工会議所の会員・非会員は問いません。

Q42:「LED 照明設備の場合は一式」とありますが、その定義は何ですか?

(要綱第4条関係)

A :LED 照明設備は1台のみで機能を発揮するものもあれば、例えば同一部屋内など設置する場所の広さにより、複数を以って機能を発揮するものであることから、「1台当たり」ではなく、「一式」と定義しています。LED照明の電球のみ交換することやバイパス工事のみ行なうことは認めておらず、電球+照明機器本体+設置工事費の合計が税抜き 22.5 万円(又は 15 万円)以上であれば対象となります。 LED 照明設備「一式」を設置する範囲は同一物件までと定めています。複数店舗の LED 照明設備の更新を、まとめて「一式」とすることはできません。

4. 補助対象経費について

Q43:補助対象経費はどのようなものですか？(要綱第6条関係)

A :補助対象となる経費は次のとおりです。

設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費

※補助対象設備・機器の設置に伴う配線や配管、稼働する上で最低限必要となる付属品は対象です。ただし、補助対象設備・機器を設置する場所の整備工事及び基礎工事に要する経費、既存設備の撤去や廃棄に伴う経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q44:補助対象外経費はどのようなものがありますか？(要綱第6条関係)

A :見積書によく記載されている費目の内、補助対象外経費となるのは、撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収破壊費、リサイクル料、消耗品費、見積作成費、雑費、現場経費、諸経費等があります。

Q45:既にメーカー販売(納入)業者等へ発注、契約、または購入している設備・機器は本補助金の対象となりますか？(要綱第6条別表2関係)

A :対象となりません。

必ず交付決定後に発注(契約)、納入、支払いをするよう注意してください。

Q46:見積書に「設置・撤去費用」とまとめて記載されている場合はどのように対応すれば良いですか？

A :各々の金額を分けた見積書を作成するように販売業者又は納入業者へ依頼し、取得してください。

Q47:本社・本店は市内にあるが、市外の事業所(工場、店舗、事務所等)で設置、使用している設備・機器を更新する場合は対象になりますか？

A :対象となりません。市内の事業所(工場、店舗、事務所等)で設置、使用している設備・機器を更新する場合のみ対象となります。

Q48:市外の事業所(工場、店舗、事務所等)で設置・使用している設備・機器を、市内の事業所(工場、店舗、事務所等)へ移設することを前提として更新する場合は対象になりますか？

A :対象となりません。更新後も同じ事業所(工場、店舗、事務所等)に設置、使用する設備・機器のみ対象となります。

Q49:市内の事業所(工場、店舗、事務所等)で設置・使用している設備・機器を、市内の別の事業所(工場、店舗、事務所等)へ移設することを前提として更新する場合は対象になりますか？

A :原則として、本補助金は更新後も同じ事業所(工場、店舗、事務所等)に設置、使用する設備・機器を対象としています。事業所の移転・集約を行う時期と重なり、既存事業所を移設することに伴う既存設備・機器の更新を行う等の特段の事情がある場合は、コールセンターへご相談ください。

Q50:市内に複数の事業所を有しているが、事業所ごとの申請は可能ですか？

(要綱第9条関係)

A :1事業者につき1回限りの申請となります。複数の設備・機器を補助金額上限までまとめて申請することは可能です。ただし、設備・機器1台(LED 照明設備の場合は一式)ごとの本体価格(但し、LED 照明設備の場合は本体価格及び設置工事費)が法人の場合は、税抜 22.5 万円以上、個人事業主の場合は、税抜 15 万円以上である必要があります。

Q51:自宅兼事務所内の設備・機器は対象となりますか？(要綱第4条関係)

A :自宅兼事務所等は対象外です。

ただし、以下のとおり事業部分と居住部分が明確に区別されている場合は、補助対象として認められる場合があります。

例1:自宅兼事務所等の事業部分と居住部分の入口が別々に設けられている。

例2:1階と2階で事業部分、居住部分が明確に分離されている。

例3:事業部分と居住部分が同一フロアにある場合は、事業部分と居住部分が壁等により物理的に完全に分離(パーテーションなど簡易なものは不可)されている。

これらの場合は、建物の外観、内観写真により、総合的にみて客観的に区別されていると判断できることが条件となります。また、設備・機器は事業部分のみで利用される必要があります。

Q52:賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか？

A : 申請者が賃貸物件に設置している既存設備・機器の所有者であり、かつ、エネルギー経費(電気・ガス代等)を負担している場合、補助対象となります。ただし、借主より共益費・管理費等により、電気代(共用部分の電気代を含む)を受領している場合は補助対象外となります。

Q53:LED 照明について、電球の交換やバイパス工事を行うだけでも対象となりますか？

A :対象となりません。電球+照明機器本体+設置工事費の合計が税抜22.5万円(又は15万円)以上であれば対象となります。

Q54:看板とそれを照らす LED 照明設備をセットで更新する場合は、対象となりますか？

A :原則、看板と LED 照明機器とが一体化している場合は、補助の対象となりません。ただし、看板に、LED 照明機器を取り付ける場合で、看板に係る費用とLED照明機器に係る費用が明確に区別できる場合は、LED 照明機器の部分が補助対象となります。

なお、電子看板やデジタルサイネージの更新は対象となります。

Q55:自社で製造した設備・機器は補助対象として申請できますか？

A :補助対象外であるため、申請できません。

Q56:故障している設備・機器の更新は対象となりますか？

A :現に故障している、または使用していない設備・機器の更新は補助対象となりません。

Q57:設備・機器を更新後、更新前設備・機器はいつまでに、どのように処分すればよいですか？

A :原則、設備・機器の更新と同時に廃棄等を行っていただきます。設備業者又は廃棄物処理業者等に「既存設備の廃棄等証明書」を作成していただき実績報告時に提出してください。提出が無い場合は本補助金の交付が受けられません。

Q58: 更新前後の設備・機器の能力増減は認められますか？

A :認められます。設備・機器の更新前後において能力を強化、又は低減、台数を増加、又は減少させた場合でも、更新前後のエネルギー使用量の合計で比較し、最終的に省エネ効果が5%以上見込め、メーカー又は納入業者による設備・機器比較証明書の提出が可能な場合は、補助対象となります。

Q59:従来と同一の製品を生産・加工しますが、それまでと生産・加工過程が異なる工作機械等を導入する場合は、本補助金の対象となりますか？

A :最終的に出来上がる製品が更新前後で同一であれば、生産・加工過程が異なる設備・機器も対象となります。

Q60:リースや割賦販売の設備・機器を購入した場合、補助対象となりますか？

(要綱第6条別表2関係)

A :補助対象となりません。

Q61:リース契約により使用している設備の更新は対象となりますか？

(要綱第6条別表2関係)

A :対象となりません。本補助金は、申請者が所有していない設備・機器の更新は対象外としています。

Q62:中古設備・機器等は補助対象になりますか？(要綱第6条別表2関係)

A :補助対象となりません。

Q63:消費税は補助対象となりますか？(要綱第6条別表2関係)

A :補助対象となりません。

Q64:振込手数料は補助対象となりますか？(要綱第6条別表2関係)

A :対象となりません。振込手数料が支払先(販売業者等)の負担であった場合、補助対象経費(税抜)から振込手数料(税抜)を差し引いた額に2/3を乗じた額を補助金額として決定します。

Q65:ネットショップで購入した設備・機器等は対象になりますか？

A :メーカー又は納入業者から、「見積書」と、省エネ効果又は高効率効果が5%以上であることが確認できる「設備・機器比較証明書」を提出いただければ対象となります。

Q66:再生可能エネルギーを活用した設備・機器は補助対象となりますか？

(要綱第6条別表2関係)

A :太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱を利用した設備・機器は補助対象となりません。上記以外でも、天候・気候等によって熱量等が左右されるものは補助対象となりません。

Q67:事業所(工場、店舗、事務所等)の断熱効果を高めるための自動ドアやシャッターの更新は対象になりますか？

A :対象となりません。当補助金は設備・機器自体が更新前と比較して5%以上の省エネ効果が見込まれることを要件としており、設備等更新の二次的な効果として事業所全体の断熱効果が高まったとしても対象にはなりません。

Q68:天井に取り付けている換気扇について、室内の温度変化を少なくできる全熱交換器に更新することは対象になりますか？

A :全熱交換器本体の消費電力について、更新前後と比較して5%以上の省エネ効果が見込まれる場合は対象となります。全熱交換器を設置したことに伴う二次的な効果(例:その他の冷暖房設備の稼働率低下による消費電力の削減)として省エネが見込めたとしても対象にはなりません。

Q69:建物や構築物と構造上一体となっている設備・機器は対象となりますか？

(要綱第6条別表2関係)

A :対象となりません。本補助金は建物、構築物の購入等に要する経費は対象外としています。

Q70:エアコンの室外機のみの更新は対象となりますか？(要綱第6条別表2関係)

A :対象となりません。本補助金は、単体または一体として機能を発揮する設備・機器の更新を対象としています。エアコンの場合、その機能を発揮するためには、室内機と室外機の両方が必要であり、室外機のみの部分的な更新は対象外としています。

Q71:他者と共同で所有及び使用する設備の更新や他者と共同で購入する設備は対象となりますか？(要綱第6条別表2関係)

A :対象となりません。

Q72:支払いはどのように行えば良いですか？

A :支払いは銀行振込(ネットバンキング含む)のみとなります。現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等は認められません。

Q73:相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による支払いは認められますか？

A :認められません。支払いは銀行振込(ネットバンキング含む)のみとなります。

Q74:本補助金に関する支払いと、その他取引の支払いを合算して振り込みしても良いですか？

A :本補助金に関する支払いは、振込金受取書や振込明細書、通帳の写し等をご提出いただくことで、正しく支払いしているかを確認します。したがって、本補助金に関する支払い分のみの振り込みをしてください。

5. 変更承認・実績報告について

Q75:既存設備・機器は必ず廃棄等をしなければならないですか？

A :本補助金は、市内事業者の省エネ化を支援することを目的としています。このため、既存設備・機器が、新たに設置する設備・機器と同時に稼働している場合は、エネルギーコストの削減が見込めないことから、更新にあたっては、必ず既存設備・機器の廃棄等を行っていただきます。

Q76:交付決定後に更新する設備・機器を変更してもよいですか？

(要綱第11条関係)

A :交付決定を受けた後の変更は原則認められません。事業実施期間中に納期が遅れることが判明し、補助対象設備・機器を変更する必要がある等、やむを得ない事情がある場合は事前にコールセンターにご相談ください。変更する場合は、再度見積書及び設備・機器比較証明書の提出が必要となります。

なお、交付決定後に、補助金額の増加に当たる変更や、用途が異なる設備・機器への変更、更新(入替)前の設備・機器自体の変更は認められません。

Q77:補助金交付決定後に補助対象経費が増減した場合、どうすればよいですか？

(要綱第11条関係)

A :補助対象経費が交付決定時と比べ、20%を超えて増減した場合は補助事業計画変更・中止(廃止)申請を行い、承認を受ける必要があります(20%以内の増減は申請不要です)。

なお、補助金額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q78:事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか？(要綱第11条関係)

A:本補助金は、納期が遅れる等事業者の責めに帰さない事由であっても事業実施期間内(交付決定後～令和8年10月20日(火))に納品、支払、実績報告まで完了できない場合は、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。

Q79:実績報告書類とは、具体的に何を報告すればよいですか？

A :次のホームページ(<https://syoene2023-5.okayama-shinsei.jp/>)にアクセスして、実績報告書類一式をダウンロードし作成の上、全ての必要書類を揃え

て、実績報告書類及び補助事業の添付資料をオンラインにより提出してください。

Q80:実績報告書類はいつ提出すればよいですか？(要綱第13条関係)

A :実績報告書類の提出は全ての補助事業が完了し、事業終了後から 20 日以内、又は、令和 8 年 10 月 20 日(火)のいずれか早い期日までにシステムにより提出してください。なお、実績報告書類の提出後、現地調査の際に必要となりますので、必ず控えをご用意ください。

Q81:実績報告時に添付する「既存設備・機器の廃棄等証明書」は誰に証明してもらうのでしょうか？

A :廃棄等を行った廃棄物処理業者等や、設備・機器の引き渡し先の設備業者等に証明してもらってください。既存設備・機器の廃棄等証明書は、次のホームページ(<https://syoene2023-5.okayama-shinsei.jp/>)にアクセスして、既存設備・機器の廃棄等証明書の様式をダウンロードし作成してください。
なお、既存設備・機器の廃棄等したことを証明する資料として、上記ホームページでダウンロードした様式以外の使用は認められませんので、ご注意ください。

Q82:実績報告書類を出した結果、補助金を受け取れない場合がありますか？

A :実績報告書類を受理した後、書類審査及び現地調査等の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合は補助金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

Q83:商工会議所・各商工会から支払われる補助金を申請者とは別の口座に振り込むことはできますか？

A :法人、個人事業主ともに申請者名義の口座のみとなります。法人、個人事業主ともに申請者名義の口座のみとなります。

Q84:現地確認はどのように行うのですか？

A :原則、事業完了後に提出いただいた実績報告書類に基づく審査を補完することなどを目的として、補助対象設備等の設置・使用状況の確認や書類の原本確認等を必要に応じて実施します。また、交付決定前や事業実施期間中にも必要に応じ実施することができます。